

令和6年度「将棋のまち高槻」イベント等発注業務

仕様書

本仕様書は、発注者 高槻市における「令和6年度「将棋のまち高槻」イベント等発注業務」に関し、受注者が遵守しなければならない業務の仕様を定める。

1 業務概要

(1) 業務の目的

高槻市では、日本の伝統文化である将棋のさらなる振興に向けて、日本将棋連盟との包括連携協定に基づき各種取組を進めているところである。

本業務は、令和6年度に予定している「高槻将棋まつり」やその他イベントを企画・立案し、滞りなく開催することで、将棋文化の振興を図るとともに、全国から参加者を呼び込むことを目的とする。

(2) 業務名称

令和6年度「将棋のまち高槻」イベント等発注業務

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

高槻市域内

2 業務の内容

本業務の取組を以下のとおり企画・立案・開催し、企画ごとに効果検証を行うこと。

(1) 高槻将棋まつり開催支援

別紙「高槻将棋まつり業務概要」のとおり

(2) 事業報告書の提出

- ・業務完了時には、簡潔にまとめた事業報告書を提出すること。
- ・各業務で効果の検証を行い、改善点を記載すること。
- ・各業務の履行を確認しやすいよう写真を添付すること。

3 成果物

- ・事業報告書 紙媒体 3部（A4、一部カラー）、電子データ
 - ・制作物 現物及び電子データにて納品
- 提出時期・方法等については発注者と調整すること。

4 留意事項

(1) 事業の実施状況の報告

受注者は、契約締結後、発注者の要求に応じて事業の進捗状況を書面により提出するとともに、定期的に以後の進め方について協議を行うこと。

(2) 成果物等に関する事項

発注者が当該事業に基づきコンテンツ等の作成を依頼したものに係る著作権は、発注者に帰属するものとし、成果物、成果物に使用した写真、映像、絵、図等は契約終了後も発注者が無償で制作者の承諾なしに使用できるものとする。

(3) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を利用すること。

(4) 発注者が行うPR活動への協力

発注者が行う「将棋のまち高槻」に関連する情報発信やPR活動について、積極的に連携を図ること。

(5) 特記事項

- ・事業実施にあたっては、必ず事前に発注者と協議すること。
- ・関係企業、団体等との調整等を行う場合は、発注者と相談のうえ、受注者の責任で行うこと。
- ・その他仕様書に記載されない事項については、双方が誠意をもって協議するものとする。